

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年5月30日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第8号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警備課) 第31条 略 (1)～(7) 略 (8) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。 (9)～(12) 略</p>	<p>(警備課) 第31条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略 (8) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第18項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。 (9)～(12) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。